

## 報告第4号

平成24年度、平成25年度及び平成26年度健全化判断比率の修正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成24年度、平成25年度及び平成26年度健全化判断比率の修正について、監査委員の審査意見書を付して、次のとおり報告する。

平成28年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

1 平成24年度、平成25年度及び平成26年度健全化判断比率の修正について

(単位：%)

		実質赤字 比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
平成24 年度	修正 前	— (12.72)	— (17.72)	15.3 (25.0)	82.1 (350.0)
	修正 後	— (12.72)	— (17.72)	15.3 (25.0)	<b>81.6</b> (350.0)
平成25 年度	修正 前	— (12.70)	— (17.70)	14.5 (25.0)	65.7 (350.0)
	修正 後	— (12.70)	— (17.70)	14.5 (25.0)	<b>65.2</b> (350.0)
平成26 年度	修正 前	— (12.71)	— (17.71)	12.8 (25.0)	66.2 (350.0)
	修正 後	— (12.71)	— (17.71)	12.8 (25.0)	<b>65.7</b> (350.0)

備考

- 1 各年度の将来負担比率について、将来負担額から控除される基準財政需要額算入見込額が一部未計上であったため、数値が低下した。
- 2 括弧内は、早期健全化基準を記載した。
- 3 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、該当がないため「—」を記載した。